

第9回会合における構成員からの主なご意見

2020年11月12日

事 務 局

ログイン時情報に関するご意見

- 補充性要件について、仮に補充性要件を設けるとしても、被害者側にコンテンツプロバイダが投稿時のログを保有していないことの立証まで求める必要はなく、先立って投稿時情報について開示請求を行ったが拒否されたこと等を要件とすればよいのではないか【栗田構成員】
- ログイン通信以外に含みうる情報について、現行の裁判例をベースに、一定の限定が必要である。アカウント取得時の通信を一般的に開示対象に含めるとなると範囲としては広過ぎるので、あくまでも例外的な場合に限るといった条件が必要。【北澤構成員】
- ログイン通信以外に含みうる情報の検討の際には、実際の必要性なども考慮して、どの範囲まで含めるかというのを検討してほしい。特に、発信時の情報を持っている場合とのバランスも一緒に検討していただきたい。【上沼構成員】
- アカウントを取得する際の通信に係る情報は、発信者の特定に必要な最小限度という限定がかかるのではないかとと思われる。非常に古いアカウント取得時の通信は必要最小限度に当たらないということも考えられる。【北條構成員】
- 投稿時の通信ログが保存されておらず、ログイン情報が論点となるケースで開示が認められる裁判例については、一時期は全く認められなかったが、ここ数年は比較的認めてもらえているという認識。投稿直前のログイン情報が一番認められやすい類型。数年前にログインしたものについて、例えばアカウント取得時の通信についても、発信者が同一ということで開示が認められている例も少ないが一定程度ある。【清水構成員】
- ログイン通信以外に含みうる情報の検討において、現行の裁判例で認められる範囲から広くなり過ぎないように注意をしていただきたい。【北澤構成員】
- 必要最小限と補充性要件の関係性が、それぞれ独立の話なのか、それとも必要最小限の中である種の序列があって、上の序列が認められるのであれば、その下位のものについては認めないというようなものを最小限性の中で判断するといった発想なのかということが論点と理解している。【曾我部座長】
- ログイン情報と権利侵害投稿の発信者の同一性の話をどこまで合理的に判断するかというための要件の話だと思うので、同一性の可能性があるにも関わらず認められないような要件とするのはよくないのではないか。【丸橋構成員】
- 裁判例の状況について、投稿時のIPアドレスがある場合にはログインに関するIPアドレスなどの開示が認められない例が多い。しかし、投稿時のログはあるがその投稿が数年前のものだった場合、ログインに関するIPアドレスがないとアクセスプロバイダに対して開示請求ができないという例もある。そういう例についてどこまで開示を認めるべきかというところは論点。【清水構成員】

非訟手続の創設の利点と課題の整理に関するご意見

- 開示命令については非訟手続ではなく訴訟手続で審理することが望ましいという指摘について、避けられない最大の問題は海外送達に半年程度の時間を要することである。例えば、一回的な問題の解決が難しくなることや訴訟手続が非訟手続よりも時間がかかることが問題点として指摘されるが、これらは程度問題であって、開示命令を訴訟手続で審理する制度を否定すべき理由にはならない。この指摘が重視しているのは、例えば、非訟手続では事例の蓄積が行えなくなる点や発信者の利益の保護が十分に行えないといった点であって、これらの問題点に手当てをしたうえで開示命令を非訟手続に統合する制度を選択したのであれば理解できるが、開示命令を訴訟手続とする考え方自体がおよそ採用できないという議論がされたわけではない。【栗田構成員】
- 開示判断については訴訟手続とすべきかどうかについては、考え方としては両論あり得る。現在、開示そのものについては訴訟手続が必要なので、それが理論上全く有り得ない考え方であるとは思わないと思う。ただ、開示判断まで非訟でもできるとすることによって、争訟性の低い事件については非訟手続によって迅速な開示判断がされる事案が増えるということには重要な利点が認められるのではないか。【垣内構成員】
- 開示手続まで訴訟で行う案には、争訟性の低い事案でも時間がかかってしまう恐れや海外送達の問題が依然として残ることは理解できるが、一方で非訟手続にした場合に想定される課題もまだクリアされていない。例えば非訟のメリットとして「争訟性が高い事案については従来どおり訴訟手続が保障される」とうたわれているが、異議訴訟への移行可能性の問題はまだ解決されていない【若江構成員】
- 開示命令を非訟手続に統合する案については、開示命令の可否について訴訟手続で審理されることの保障をどのように考えるかが重要。発信者情報が一度開示されてしまえば、損害賠償請求訴訟等を事後的に提起することができたとしても、取り返しのつかない損害が加えられてしまうおそれがある。訴訟手続のほうが望ましいという意見もあったことを踏まえて、訴訟手続において慎重な審理を受けることについての発信者の利益にも十分に配慮してほしい。【栗田構成員】
- 争訟性が高いものについて訴訟で判断されることが確保されていることが前提になっていないと、本来想定している非訟のメリットが小さくなるのではないか。ログのタイムリミットの問題を解決できるのであれば開示の判断は訴訟で行うというのは非常に合理的。訴訟手続の判断でなくなるということは、発信者の立場がどうしても弱くなってしまいうという側面があるので、そこをしっかりとケアしないと、結局非訟のメリットよりも非訟のデメリットのほうが大きいという形になりかねない。非訟のメリットを検討するに当たって、その前提条件として、デメリットが大きくなるようにするのは大前提だと思う。【北澤構成員】

非訟手続の創設の利点と課題の整理に関するご意見

- 現行の発信者情報開示請求権の当事者構造がプロバイダであることを考えると、プロバイダの負担という点も一緒に考えるべきではないか。プロバイダが全部訴訟で争うことになると、本当に争うべき場合において争う余力がなくなってしまうことを懸念しており、争訟性の低いものは簡潔に済ませ、争訟性の高いものを争ってもらうほうが、結果として発信者の利益が保護されるのではないか。そういう点からも、選択の余地がある双方選択的な手続制度というのが望ましい。【上沼構成員】
- 発信者の利益、あるいは手続関与をどのように保障するかという問題が非常に重要であることは異論ないが、訴訟手続の当事者がプロバイダであるという前提で考えた場合、訴訟手続を必ず開示判断について要求するという考え方に立ったとして、確かに手続は厳格で慎重なものにはなるが、訴訟にしたから発信者の利益がより十分に反映されるようになる関係があるのかというと、直ちにそうは言えないのではないのか。他方、非訟手続に関しては、当事者として登場していない関係者の利益について、裁判所が一定の形で配慮するということがやりやすい手続構造になっているため、そこも併せて考える必要がある。【垣内構成員】
- 開示されてしまうと取り返しがつかないことはそのとおりだが、他方、開示されてしまえば匿名性は差し当たり問題ならなくなり、プロバイダに対する責任追及等の可能性が開かれ、場合によっては損害賠償請求をすることはあり得る。これは、プロバイダがどの程度適切な対応をすることが期待できるかということとの関係で考える必要のある問題であり、もし発信者が異議申立てを相当の理由をもって望んでいるにも関わらずプロバイダがそれを懈怠することが横行すると見込まれるのであれば、これは確かに訴訟手続を保障しないということは問題だと思われる。しかし、仮にプロバイダに一定の役割が期待できるという前提に立つのであれば、異議申立て等の可能性を留保する形で、場合によっては非訟手続限りで開示を認めるという判断にも相応の合理性があると思う。【垣内構成員】
- プロバイダは情報を任意に開示することができるため、そういう観点からすると、最終的に開示するかどうかの判断はプロバイダに委ねられているというのが現行法の出発点ではないか。そうしたときに、任意開示と訴訟手続という二者択一が最も望ましい在り方であるのか、それとも事案の状況に応じて中間的な解決の途も開くことがよいのかという問題と考えており、そういう観点から、中間的な可能性について前向きに検討していくことは十分にあり得る。【垣内構成員】
- 訴訟手続は公開のため、訴訟遂行が不適切であれば、発信者はそれを確認した上で対応策が取れるのに対して、非訟手続は非公開のため、発信者が手続の内容を検証することは難しいのではないか。【栗田構成員】
- 非訟手続の場合には裁判所が後見的判断を行えるという点については、訴訟手続においても明白な権利侵害が要件とされており、その部分を慎重に判断することによって一定程度実現できるのではないか。【栗田構成員】

非訟手続の創設の利点と課題の整理に関するご意見

- プロバイダの対応について、ヒアリングによれば基本的には適切に対応しているとのことだが、零細事業者やスタートアップの事業者、海外事業者等も含めた全てのプロバイダが発信者の利益の保護を真剣に考えて動いてくれるという前提を制度設計において採用するのは少し怖いところがある。【栗田構成員】
- 訴訟手続は公開され、傍聴や訴訟記録の閲覧が可能なため、プロバイダによる訴訟遂行に対して意見を述べることはあり得ると思う。非訟手続の場合でも、プロバイダの対応に係るところであるが、意見を言うことはできるだろうと思われる。プロバイダの中には必ずしも十分な対応が期待できないものもあるのではないかという指摘については、その種のプロバイダが訴訟手続であれば十分な対応ができるかどうかよく分からない。【垣内構成員】
- 訴訟手続の場合には、訴訟手続自体が公開されており訴訟遂行がどのように行われたかを発信者が知ることができるので、具体的な責任追及ができる。これに対して、非訟手続の場合には、結果しか分からないため、その非訟手続の遂行自体が適切なものであったかどうかを発信者側が十分に検証できないのではないか。【栗田構成員】
- 発信者の情報が開示された状況を前提にすれば、発信者であるとされた方が、その非訟事件の記録等について利害関係があるので閲覧を認められることはあり得、それを基礎にして責任追及に使うことも可能性としてある。ただ、非訟手続の方が、記録等が簡易な場合が多いことはあるかもしれないため、程度の問題として若干違いが出てくるという評価はあり得る。【垣内構成員】
- 非訟は透明性が低く事後検証が難しいので、当事者が後から責任を追及するのもやりにくいのではないか。非訟と訴訟のどちらがよいのかは、個別の懸案が解決されないと判断できないのではないか。【若江構成員】
- 訴訟が本来必要な場合に、訴訟に円滑に移行できる仕組みを整えるということを条件としつつ、迅速に開示判断ができるもう一つの仕組みの可能性を残しておきたい。発信者が自ら主張できる仕組みを整えることは大変重要だが、この制度に全部を組み込むことは難しいと思う。非訟手続による開示という可能性をゼロにするほど訴訟手続に一方的なメリットがあるとは判断しづらい。【大谷構成員】
- ある程度プロバイダの負担を考えると争訟性の高い案件について争うことに余力を残すべきという御指摘はそのとおりだが、それは、争訟性の高い事件がしっかりと訴訟になるということが前提。例えば個別のケースにおいて、プロバイダは争訟性が低い事案と判断をした一方で、発信者が争訟性が高いと判断をし、客観的に見た場合に、発信者の判断が正しいというケースも当然に起こり得る。争訟性の高低というすみ分けができる仕組みがないまま、安易に非訟化の途を作るとするのは、少し副作用が大きいと思う。仮に非訟で迅速な判断というメリットを実現するのであれば、その迅速に判断されるべき事案が非訟手続で判断され、そうではない事案が訴訟で判断されるといった制度的な保障があることが前提。【北澤構成員】

裁判所による命令の創設に関するご意見

- コンテンツプロバイダがアクセスプロバイダの特定作業を行うことが適当ではないかという指摘について、實際上、それしか方法はないと思うが、コンテンツプロバイダの任意や好意に甘えるような制度設計にならないか気になる。【清水構成員】
- コンテンツプロバイダによるアクセスプロバイダの特定作業の強制的な担保の方法について検討してほしい。【北條構成員】
- アクセスプロバイダにおいて発信者を特定できない場合があるので、付加的な情報が適切に提供されることが必要。コンテンツプロバイダからの情報提供においては現行の限定列挙ではないほうがよいのではないかと。【丸橋構成員】
- 「提供命令及び消去禁止命令の発令要件については、現在の開示要件よりも一定程度緩やかな基準とすることが適当」については反対ではないが、あまり議論していないのではないかと。【丸橋構成員】
- 裁判所が適切に手続の中で判断をしていくためには、相当の専門性の高さやノウハウの蓄積が要求される手続になることが想定される。安定した判断が行われて、権利侵害の明白性についても一定の規範的な考え方の整理ができるような事例の集積が行われるためには、理由がきちんと示され、後日、検証可能なものが残されることが求められる。こういった対応できる人的リソースを一定程度集約させて、それに対して、人的リソースの中での情報共有などを適切に行った上で、迅速な判断を導き出せるような体制を裁判所にも整えていただきたい。【大谷構成員】
- 外国コンテンツプロバイダとの関係で機能する制度になり得るのかについては、個別に総務省から事業者へ意見を聞いた上で、結論を出していくことが必要ではないかと。【大谷構成員】
- 争訟性の高い事件は必ずしも多くない一方で、プロバイダが開示にあたって裁判所の「お墨付き」を求めているのだとすると、命令①のプロセスについても非訟手続で行うことを許容したほうが望ましいが、争訟性の高い事件について訴訟に移行する途が確保され、発信者の手続保障が十分になされることが条件となる。【前田構成員】
- （非訟手続への一元化を前提として）訴訟手続への移行は決定後の異議申立てに限定されるのか。決定前（非訟手続中）に訴訟手続への移行を認める制度は考えられないか。非訟手続への一元化の目的が争訟性の低い事案の迅速な解決にあるとすれば、争訟性の高い事案については手続の早い段階で訴訟手続に移行した方が全体として迅速かつ円滑な手続の促進が期待できるとも考えられる。【栗田構成員】

発信者の権利 利益の保護に 関するご意見

- 非訟で行う場合のメリットについて、争訟性が高い事案については従来どおり訴訟手続が保障されるとされている。発信者の意向を全て汲むこととすると、大量の異議訴訟の希望が出る可能性があるが、それが全く汲み取られなければ、非訟で行う場合のメリットはなく、通信の秘密や匿名の表現に関わるような問題が非訟で終わってしまうという可能性が非常に高い。【若江構成員】
- 実質的に発信者について裁判を受ける権利が十分保障されないままこの制度が採用されると、違憲訴訟が起こる可能性があるのではないかと。従来どおり訴訟手続が保障されることを十分に何とかしてほしい。【若江構成員】
- 非訟手続を認める前提として、発信者に攻撃防御の機会を十分に確保することが重要。手続が進行するに際して、被害者側から新しい主張が出てきたり、もしくは、そのやり取りの中で新しい法的な観点が指摘されることもあるのではないかと。そういった場合には、新しい主張に対して発信者に防御の機会を確保する必要性が認められる場合もあり、それに適切に対処できるように制度設計することが必要。【前田構成員】
- 争訟性が高い事件について訴訟にスムーズに移行できる仕組みを確保することが重要。争訟性が高いというのは、ほとんどの場合、発信者の権利侵害の明白性というのが問題になっているため、発信者の意向は十分に尊重されることが必要。プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重すべきとあり、これはそれでよいと思うが、これを制度的にどう担保するかが重要で、発信者が自らの意見を適切な時期にプロバイダに適切に伝えられるように制度を設計する必要がある。【前田構成員】
- プロバイダの意見聴取義務を存置する前提の下で、なお、発信者情報の開示命令を発令する際には必要的に裁判所からの意見照会を必ず1回行うという制度について、仮に全てのアクセスプロバイダが意見照会をきちんと行うのであれば、裁判所は意見照会を改めて行う必要がないのであり、骨子案39頁〈発信者の直接的な手続保障〉の4点目後段はこれを基礎づける方向で考慮できるし、5点目の問題は生じないことになる。【栗田構成員】
- 裁判所による発信者への通知・意見照会については、意見照会の主体がプロバイダか裁判所かで心理的負担や萎縮効果通が有意に高まるのか疑問なしとしない。現実には心理的萎縮が生じていることは否定しないが、発信者への通知や意見照会という制度は、発信者が自らの個人情報から自ら関与することなく開示されないという意味で、本来的には発信者の利益を保護するための制度であって、これが十分にうまく機能していれば、むしろ萎縮効果というものは軽減するのではないかと。【栗田構成員】

発信者の権利利益の保護に関するご意見

- 骨子案39頁の〈発信者の直接的な手続保障〉の4点目は、零細事業者、海外事業者、スタートアップの事業者等、対応が十分にできない事業者が、少数例であってもあり得ることを考え、そうした場合に、発信者の意見が全く裁判所に示されないまま開示命令が発令されるのを防ぐ趣旨の制度と理解している。【栗田構成員】
- 骨子案39ページ目の4ポツ目は、例えば発信者に照会したと虚偽に言っているようなプロバイダがいた場合には対応できないと思われるので、5ポツ目の考え方のほうが慎重な手続だと思う。【垣内構成員】
- 裁判所の意見照会がプロバイダに対して実効性がないというのであれば、実効性を持つような意見照会手続を考えるという方法で対応すべきではないか。【栗田構成員】
- プロバイダによる意見照会に加えて、発信者が裁判官に対して直接意見を表明できる制度があればよいと思う。骨子案39ページ目の発信者の直接的な手続保障の3点目に「他に例のない制度であり」ハードルが高いとあるが、もともと非訟のメリットとして作り込みが容易で使い勝手のよい制度にすることができるとされており、「他に例のない制度」ということによって排除されることにはならない。【若江構成員】
- 事件記録として被害者の側には特定ができないような形の書面を出すという仕組みについては、他に例のない制度でもあるので、事実上ハードルが高いのかもしれないが、理論上はあり得ると思っている。【垣内構成員】
- 発信者が望む場合に、匿名で裁判官に直接陳述する等の手続関与を認める方法は、被害者の手続保障という観点から、匿名で書面を出すよりも課題が大きくよりハードルが高い手続ではないか。【垣内構成員】
- 発信者に2度、意見照会を行うということはあまり意味がないとあるが、例えばメールでの意見照会に返事がなかった場合、1度意見照会したからそれでよいという形にしているのかどうか注意が必要。実質的な手続保障が必要になると思うので、メールでしか意見照会できないようなケースも踏まえた形で、制度設計をしていただきたい。【北澤構成員】
- アクセスプロバイダだけが住所や氏名を持っているため、コンテンツプロバイダは自ら意見照会せず、アクセスプロバイダに任せるという発想にならないのか。そうすると、意見照会にかかる費用をアクセスプロバイダが持つてしまうのではないかと懸念がある。【北條構成員】
- 「開示手続の初期にプロバイダが発信者の意向を十分に確認していない場合には、プロバイダは形式的な反論や、場合によっては発信者の意向に基づかない反論をせざるを得なくなることで、円滑な手続が進まなくなり」という記載は私の感覚とちょっと違う。今の仮処分はほとんどこの形。実態に合わせて記載いただきたい。【北澤構成員】

発信者の権利 利益の保護に 関するご意見

- 「異議申立てを希望する意向がある場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じた総合的な判断により異議申立ての要否を検討することが望ましいのではないか」という記載について、プロバイダが判断を迷わないような基準を具体的に示していただきたい。【北澤構成員】
- 発信者が自ら匿名化の責任を負ったうえで裁判所に書面を提出するという方法については、実現可能性は十分にあり検討の余地はあるのではないか。一方で、時機に遅れた提出を無制限に許すと手続遅延を招く可能性には配慮する必要があるかもしれない。【前田構成員】
- 発信者の関与を確保するためには、プロバイダに意見聴取義務を課さない場合でも、裁判所又はプロバイダから発信者に命令の発出を通知することとし、意見を述べる機会を法制上確保することも考えられる。【前田構成員】
- 発信者の利益保護に関しては、当事者をプロバイダとしていることが発信者の匿名性を守るための配慮の結果であると言え、構造上、発信者の匿名性の保護は、プロバイダの通信の秘密を守る義務を通じてという形で間接的に実現されることとなっている。制度に関しては、一般的なレベルのプロバイダを想定して議論をせざるを得ず、かかる義務を遵守しないプロバイダの割合が多いというデータが出ていない現状において、これらを念頭においた議論は、制度に関する議論としては難しいのではないかと。権利請求者は、請求対象とするプロバイダは選択の余地がない（実際に関係するプロバイダとせざるを得ない）のに対し、発信者としては、自らが情報発信を行う際のプロバイダを選択できるという点から考えても、発信者の利益を過度に軽視するプロバイダが存在する可能性があることを前提に、発信者の利益保護を論じた場合、結果として選択の余地がない「被害者」の利益を軽視することになるのではないかと。【上沼構成員】
- （非訟手続への一元化を前提として）発信者への意見照会に際して訴訟手続への移行を希望するかを併せて確認することは考えられないか。【栗田構成員】

開示要件に関するご意見

- 現行の民事保全法では、決定書については、理由または理由の要旨を記載する必要があるが、民事保全法の第16条のただし書で、口頭弁論を経た場合でない限り、理由の要旨を記載すれば足りるという形になっている。今の実務上では、申立てを認容する場合については、この理由の要旨を記載しているというのが正確な表現になる。現状の理由の要旨は、基本的に定型的な表現で「債権者の申立てを相当と認め」となっており、もし今後、想定される非訟手続で、理由の要旨で足りるとなり、かつ、現状の仮処分の実務のような形になった場合、どうしてこれが開示相当なのかというのが誰も判断できなくなる。【北澤構成員】
- 恐らく現状の仮処分のように、理由の要旨しか判断していない事例は判例雑誌に載らないと思われるため、今後の制度設計に当たって、開示を認める場合であっても、認めない場合であっても、詳細な理由が示されることは必要。この分野の事例の蓄積という意味で大きく後退することになってしまう。【北澤構成員】
- 全ての案件について、今の訴訟と同じように判決文のようなものが当事者に交付されるようにしてほしい。事例の蓄積というより、事後検証の容易性や、透明性の担保という観点。【若江構成員】
- 現在、本案訴訟になっているもので理由が書かれているレベルより下げないことが必要。【丸橋構成員】
- 非訟事件手続法の本則では理由の要旨が原則だが、非訟事件の種類の中には、典型的に争訟性が高いというようなことで、借地借家非訟や会社関係の非訟など、理由の記載を必要的としている事件類型もあるため、もし開示手続の場合にもそういう要請が高いということであれば、そのような規定ふりにするということは十分あり得る。【垣内構成員】
- 争訟性が高いものについては、確かに理由をきちんと書いていただく必要は高いと思うが、これは開示してもいいだろうと典型的に思われるようなものについてまで詳細な理由が必要という形になると、開示までの時間がかかってしまうという点は忘れないでいただきたい。【清水構成員】
- 異議申立権が保障されているのであれば、裁判所としては、それを想定すればそれなりに詳しく書くことが想定できるので、結果としてはそんなに変なことにはならないのではないかと。【上沼構成員】
- 詳細な理由の記載が必要的になった場合に、判断までに時間がかかってしまうのではないかと御指摘について、今の仮処分の場合、却下決定には詳細な理由が付されるが、シンプルな事案では大体1・2週間で決定が出されることが多い印象を持っている。手続が早ければ早いほどいいのはよく分かるが、一方で、匿名性を失わせ、人権を制限する権力作用が発動している場面なので、やはり一定の時間や慎重さというのは外してはいけない。【北澤構成員】

**手続の濫用の
防止に関するご
意見**

- 【資料9-1】50頁に「開示請求の濫用であり意見照会が不要と考えられる場合の事例の積み重ねが今後の制度運用の中で行われ、対応が図られていくことが望ましい」と記載されているが、ヒアリングにあるように、プロバイダが全件について意見照会を行う実務であるとすれば、「意見照会が不要と考えられる場合の事例の積み重ね」は期待できないのではないか。【栗田構成員】